利用料の減免制度について

以下の1~3に該当する場合は減免の申請を行うことができます。

ただし、次の項目に該当する場合は減免の対象外とします。

- ●営利目的及び実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収する場合
- ●物品等の販売や展示品の即売を主な目的とする場合

1~3の利用料減免を受けようとするときは、利用料減免申込書を提出してください。

1. 文化活動等の減免

対象施設:多目的ホール、小ホール、国際会議室

減免額 :対象施設の施設利用料の2分の1を減額

- ※時間外は対象外
- ※楽屋等の控室は対象外
- ※備品利用料、電気利用料、冷暖房料等は対象外
- ※当センターで行う本番の準備又は練習で利用するときは、公演日から1か月以内に 行うもの1日に限り減免の対象とする

以下の①及び②の条件をどちらも満たすものに限る

- ① 次のア〜エのいずれかに該当する団体であること
 - (ア) 鳥取県文化団体連合加盟団体又は各加盟団体の構成団体
 - (イ) 鳥取県内で文化芸術活動歴があり、又は今後継続的な活動が見込まれる、鳥取県内に 本拠を置く団体
 - (ウ) 文化芸術公演を行うため、行政及び文化芸術活動で組織された鳥取県内の実行委員会
 - (エ) 定例的に文化芸術の鑑賞事業を行う、鳥取県内に本拠を置く団体
- ② 文化芸術の振興を目的として地域住民に対して幅広く参加、鑑賞の機会を提供する活動であること

2. 学校活動等(文化芸術に関する行事に限る)の減免

対象施設:全施設(楽屋等控室も含む)

減免額 :対象施設の施設利用料を全額免除

:備品利用料、電気利用料、冷暖房料の全額を免除

- ※時間外は対象外
- ※当センターで行う本番の準備・リハーサル等で利用する場合には、行事から 1 か月前までの期間で、かつ 1 日に限り減免の対象とする

以下の①及び②の条件をどちらも満たすものに限る

- ① 次のいずれかに該当する鳥取県内の学校または団体であること
 - (ア) 幼稚園、小学校、中学校、初等教育学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養 護学校、大学、高等専門学校
 - (イ) 専修学校
 - (ウ) 指定技能教育施設
 - (工) 保育所(認可を受けている保育所に限る)
 - (才) 中·高等学校文化連盟、私立幼稚園協会、書写書道教育研究会

② 次の要件をすべて満たす行事であること

- (ア) ①の団体の代表者が利用の申込み及び減免の申請を行うこと
- (イ) 学年若しくは学科又は部活動の部単位以上の規模で行うもの。
- (ウ) 実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないもの。
- (エ) 鑑賞、視聴を目的とするものでないこと。
- (オ) 幼児、児童、生徒又は学生が文化芸術活動を実践する(出演者、制作者等として参加する。)もの、又は学校(大学を除く。)における部活動に関するもので次に該当するもの。 (対象行事に参加するための個人練習及び日々の部活動を除く。)

演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、新聞、文芸、郷土研究、舞踊、映画、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、茶道、華道、神楽、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎

3. 障がい者等の減免

対象施設:全施設(楽屋等控室も含む)

減免額 :対象施設の施設利用料の2分の1を減額または全額免除

- ※時間外は対象外
- ※備品利用料、電気利用料、冷暖房料等は対象外
- ※当センターで行う本番の準備又は練習で利用するときは、公演日から1か月以内に 行うもの1日に限り減免の対象とする

以下の①及び②の条件をどちらも満たすものに限る

- ① 非営利団体が障がい者等の社会参加を促進する目的で利用すること。
- ② 障がい者等の参加があること。
 - ※全体に占める障がい者等及びその介護者の割合が2分の1以上のとき全額免除
 - ※全体に占める障がい者等及びその介護者の割合が2分の1未満のとき2分の1を減額
- ●障がい者等とは以下のとおり
 - (1)身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (2)療育手帳の交付を受けた者
 - (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (4)障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者
 - (5)その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者で次に掲げる者
 - ア 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者(児)として判定し、証明書を 交付した者
 - イ 児童相談所長が、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「児童福祉法」という。)第 7条に定める障害児入所施設に入所している児童であって、入所受給者証を交付した者
 - ウ 市町村長が児童福祉法第 21 条の 5 の 15 に定める障害児通所支援事業所に通所している児童であって、通所受給者証を交付した者
 - エ 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」 (昭和 53 年 10 月 6 日付文初特第 309 号文部省初等中等教育局長通達)の第 1 の 8 に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者(知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する者)
- (6)難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第 7 条第 4 項の規定による医療受給者証の交付を受けた者
- (7)介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定若しくは要支援認定を受けた者